

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－８ 業務継続体制（ＢＣＭ）</p> <p>Ⅲ－８－３ 危機発生時における対応</p> <p>Ⅲ－８－３－２ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>（１）災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 災害関係の融資に関する措置</p> <p>銀行において、<u>災害等の状況、応急資金の需要等を</u>勘案して、<u>融資相談所の開設、融資審査手続きの簡便化、融資の迅速化、既</u></p> | <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－８ 業務継続体制（ＢＣＭ）</p> <p>Ⅲ－８－３ 危機発生時における対応</p> <p>Ⅲ－８－３－２ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>（１）災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 災害関係の融資に関する措置</p> <p>銀行において、<u>災害の状況、応急資金の需要等を</u>勘案して、<u>融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の</u></p> |

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② 預金の払戻及び中途解約に関する措置</p> <p>イ. 銀行において、<u>預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失等した被災者等</u>については、<u>被災状況等を踏まえた簡易な確認方法をもって預金払戻しに応ずることを要請する。</u></p> <p>ロ. 銀行において、<u>事情によっては、被災者等</u>に対して、<u>定期預金、定期積金等</u>の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずることを要請する。</p> <p>③ 手形交換、休日営業等に関する措置</p> <p>銀行において、<u>災害時における手形交換又は不渡処分、銀行の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。</u></p> <p>また、<u>窓口における営業ができない場合であっても、現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>④ 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>銀行において、<u>営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹</u></p> | <p>返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した<u>適時、的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② 預金の払戻及び中途解約に関する措置</p> <p>イ. 銀行において、<u>預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預金者</u>については、<u>り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預金払戻の利便を図ることを要請する。</u></p> <p>ロ. 銀行において、<u>事情やむを得ないと認められる災害被災者等</u>に対して、<u>定期預金、定期積金等</u>の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずることを要請する。</p> <p>③ 手形交換、休日営業等に関する措置</p> <p>銀行において、<u>災害時における手形交換又は不渡処分、銀行の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。</u></p> <p>また、<u>窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>④ 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>銀行において、<u>窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に</u></p> |

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>底するよう要請する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で</u>、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、銀行において、本店及び支店等の営業所の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡をとりながら、<u>現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等</u>、居住者等の日常生活に極力</p> | <p>周知徹底するよう要請する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 事前避難対象地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、銀行において、本店及び支店等の営業所の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡をとりながら、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻し</u></p> |

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡をとりながら、<u>現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>ニ. (略)</p> <p>② (略)</p> | <p>を継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡をとりながら、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>ニ. (略)</p> <p>② (略)</p> |